吉川市教育委員会　学校教育課だより

令和３年１２月号

吉川市教育大綱

家族を　郷土を　愛し
志を立て
凛として生きてゆく

引っ越し・転校について



市外へ転出する場合

① 市役所（市民課）で転出手続きをし、『**転出入通知書**』の交付を受けます。
② 在学している学校に『**転出入通知書**』を提出し、『**在籍証明書**』と『**教科書給与証明書**』の交付を受けます。
③ 転出先の市町村で転入手続きをしてください。
④ 在学している学校から交付された『**在籍証明書**』と『**教科書給与証明書**』を転入先学校に提出し、手続きをします。

《転出した後も、学期末まで等の一定期間だけ吉川市立小中学校に通学を希望する場合》
転出手続きの後、教育委員会で『**区域外就学願**』を申請してください。
ただし、**区域外就学期間が終了する時点で、改めて転校の手続きが必要となりますので、教育委員会にご連絡ください。**

市内で転居する場合　～まず、住所変更後の通学区域を確認ください～

① 引越し後に、市役所（市民課）で転居手続きをし、『**転出入通知書**』の交付を受けます。
② 在学している学校に『**転出入通知書**』を提出し、『**在籍証明書**』と『**教科書給与証明書**』の交付を受けます。
③ 指定された転入学校に『**転出入通知書**』と、在学している学校から交付された『**在籍証明書**』と『**教科書給与証明書**』を提出し、転校の手続きをします。

《転居した後も、学期末まで等の一定期間だけ在学する学校に通学を希望する場合》
教育委員会で、指定学校の変更について事前にご相談ください。
指定学校の変更が認められた場合でも、**指定学校変更期間が終了する時点で、改めて転校の手続きが必要となりますので、教育委員会にご連絡ください。**

＊ **通学区域が異なる異動（市内転居・転出）は、原則転校となりますので、必ず事前にご確認ください。**
＊ **転出や転居の予定がありましたら、まず担任の先生に連絡してください。**
＊ **住所を変更しても通学区域が変わらない場合は、転校の手続きはありませんが、学校に新住所の連絡をしてください。**
＊ **市民サービスセンターで転出や転居の手続きをされた場合は、必ず、教育委員会にご連絡ください。（土・日・祝日・国民の休日は除く。）**
＊ **給食費等の清算を済ませてください。**



✧ ご相談や連絡は

○教育委員会学校教育課　　ＴＥＬ　９８４－３５６４　ＦＡＸ　９８１－５３９２